

「坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 7年 6月23日

坂 城 町 長

坂城町条例第18号

坂城町温泉施設条例の一部を改正する条例

坂城町温泉施設条例（平成14年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表（第10条、第11条関係）を次のように改める。

種別	利用区分			金額（円）
びんぐし湯さん館	一回券	午前10時から 午後8時まで	大人	800
			小学生	500
		午後8時以降	大人	500
			小学生	350
	回数券	12回券	大人	8,000
			小学生	5,000
	特別利用券	年間利用券	年齢75歳以上	50,000
			年齢75歳未満	52,000
		半年利用券	年齢75歳以上	26,000
			年齢75歳未満	27,000

		町内施設周遊券		びんぐし湯さん館利用券に他の町内公共施設使用料を加算した額
	部屋占用料	運動浴室	2時間当たり	5,000
		和室（18畳）	2時間当たり	3,000
		和室（12畳）	2時間当たり	2,000
		洋室	2時間当たり	3,000
温泉スタンド	供給する温泉200リットルにつき			100

附 則

この条例は、公布の日から施行する。